

【ご意見等】

①自治体への5～11歳ワクチン接種に対する申入書（R4.2.21 受付）

②子どもにワクチン打つ理由は何でしょうか？（R4.2.21 受付）

新型コロナウイルスワクチンの5歳から11歳の子どもへの接種について、厚生労働省が「努力義務」としないことが決まりました。今回小児コロナワクチンも、前例から言うと、積極的な勧奨（接種券一律送付）は差し控えられるのが当然です。

①子どもや親に心理的圧迫を与え、同調圧力にもなりかねない、積極的な勧奨（接種券の一律送付）は差し控えることを求めます。また、5歳から11歳の接種に関し、1.一律送付の必要の有無、心理的圧迫を感じるかどうか 2.努力義務対象外と知っているかどうか 3.オミクロンへの感染予防効果は無い、小児の発症予防効果は不明、と知っているかどうか 4.効果・副反応・リスクの説明は十分だと感じるかどうか等を項目とするアンケートを実施し、保護者の意見を把握することに努め、子どもや保護者の不安に可能な限り寄り添った対応を進めていくよう求めます。

②厚生労働省が5歳から11歳の子どもと保護者を対象に作成した「新型コロナウイルスワクチンのおしらせ」パンフレットは、ワクチン接種の可否を判断するにあたり、極めて不十分な情報しか掲載されておらず、引用されているデータについても現状と照らし、正確性に欠ける内容と指摘せざるを得ません。行政は市民に対し、正確な情報伝達を行う役割と責任があると思います。市も、子どもや保護者に対し、ワクチン接種に関する正しい情報提供を行う責任を果たす必要があります。厚生労働省のパンフレットを使用するにあたって、市が注釈をつけ、事実に基づいた情報提供をすべきと考えます。

なお、今回、5歳から11歳の子どもに対する新型コロナウイルスワクチン接種は、特に基礎疾患のあるお子様に接種機会を提供するという意味で承認されましたが、健康な子どもの重症化はまれであること、一方でワクチンのオミクロン株に対する効果のエビデンスがまだ無いこと等から、努力義務の適応が除外されていることを再度ご確認くださいと思います。

私たちは5歳から11歳の子どもを持つご家庭において、保護者がお子様と一緒にリスクとベネフィットを十分に話し合い、接種するかどうか判断するために必要不可欠な情報提供を求めます。

子どもにワクチン打つ理由は何でしょうか？

ワクチン分科会は、オミクロンでは、

感染予防効果・二次感染予防効果⇒なし

発症予防効果・重症予防効果⇒小児エビデンス無し

基礎疾患の子に接種機会を、とのことで承認されました。

厚労省のパンフレットの90.7%の発症予防効果は「デルタ」までです。

保護者にこれを伝えずに打って、倫理的に大丈夫ですか？

5-11歳は努力義務じゃなくなったので「受けたくないなら別にいいですよ」というワクチンです。効くエビデンスは乏しいのに心理的圧迫、摩擦を生む積極的にパンフレットや接種券を送る理由はなんですか？

【回答】(R4.2.22 一括して回答)

- ①自治体への5～11歳ワクチン接種に対する申入書
- ②子どもにワクチン打つ理由は何でしょうか？

ご意見にあるように、5歳から11歳の子どもさんの新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、不安を感じておられる子どもさんや保護者の方もおられることと思います。

浜田市の対応としては、対象となる皆さんへ接種券を送付する方針で準備を進めており、また、市ホームページには、ワクチン接種に関する厚生労働省等の情報を掲載されます。

接種を受けることは、あくまで希望される場合のみであり、強制ではないことを特に強調してお知らせさせていただくよう、私から市に要請いたしました。

コロナ禍が一日も早く収束し、皆さまが安全で安心した生活が送れるよう、市議会としても議員一丸となり、取り組んでまいります。